

第二溶出量基準について

○土壌溶出量基準

汚染土壌から特定有害物質が地下水に溶出し、その地下水を飲用することによる健康影響を考慮して設定。

○第二溶出量基準

措置を講じる際に、一定の制限がなされる基準（土壌溶出量基準の3倍～30倍に設定）。

表 第二溶出量基準の適合可否による汚染の除去等の措置の種類

措置の種類	第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)		第二種特定有害物質 (重金属等)		第三種特定有害物質 (農薬等)		【凡例】 ◎講ずべき汚染の 除去等の措置（指示措置） ○環境省令で定める汚染の除去等の措置（指示措置と同等以上の効果を有すると認められる措置） ×選択できない措置
	第二溶出量基準		第二溶出量基準		第二溶出量基準		
	適合	不適合	適合	不適合	適合	不適合	
原位置封じ込め	◎	◎*	◎	◎*	◎	×	
遮水工封じ込め	◎	◎*	◎	◎*	◎	×	
地下水汚染の拡大の防止	○	○	○	○	○	○	
土壌汚染の除去	○	○	○	○	○	○	
遮断工封じ込め	×	×	○	○	○	◎	
不溶化	×	×	○	×	×	×	

* 基準不適合土壌の汚染状態を第二溶出量基準に適合させた上で行うことが必要。

（参考：環境省 水・大気環境局 「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第2版）」）